

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
西日本コンピュータ技術者協同組合
広島県広島市中区西平塚町2-16
2. 指名停止措置期間
平成24年9月10日から平成24年10月9日まで（1ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事実概要：
西日本コンピュータ技術者協同組合は、平成24年8月10日に開札した林野庁発注の「改善分散処理システムに係るプログラム改修業務」の一般競争入札において、調査基準価格を下回る金額で入札を行ったため、当該組合に対して低入札価格調査の協力を依頼したところ、当該入札金額では契約を履行できないことを理由に調査を辞退した。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表の第12号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については2ヶ月の指名停止措置とする者である。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070